

平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策について

平成28年5月9日
農 林 水 産 省

平成28年熊本地震は、農地の地割れをはじめとして地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしている。こうした中、被災された農林漁業者の方々が一日も早く経営再建に取り組めるよう、以下の対策を速やかに講じる。

また、引き続き、経営体育成支援事業の充実など追加対策を検討する。

1 災害復旧事業の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を行いつつ、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

なお、農地海岸の復旧工事については、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害等として政令指定され、県から要請がなされた場合には、直轄代行で実施する方向で検討。

2 共済金等の早期支払い

農業共済、漁業共済・漁船保険について、被害の早期査定と共済金及び保険金の早期支払いを関係団体に要請済み。

3 災害関連資金の特例措置

(1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600万円又は年間経営費の12分の3」から「1200万円又は年間経営費の12分の12」に引上げ
- ② 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化
- ③ 農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金等の災害関連資金を無担保・無保証人での貸付け

(2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化
- ② スーパーL資金、農林漁業施設資金、漁業近代化資金等の災害関連資金を無担保・無保証人での貸付け
- ③ 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円（特

認600万円)」から「負担額の100%又は1施設1200万円」に引上げ

- ④ 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

(3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるよう、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請
- ③ 融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請

4 畜舎・農業用ハウス等の再建・修繕への支援

被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、畜舎・農業用ハウス、農業用機械等の再建・修繕に要する経費を助成。

5 営農再開に向けた支援

(1) 米が作付けできずに、大豆等に作付転換した場合には、水田活用の直接支払交付金等の対象になることや、食用大豆からの転用により種子大豆を確保することを周知。

(2) 被災した集出荷施設等における簡易な補修、手作業による選果、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を助成。

(3) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。

(4) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応。

- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除等
- ② 肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の3か月間延長等
- ③ 鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者負担金の減額等

(5) 被災した畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 簡易畜舎の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費を助成
- ② 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援
- ③ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

6 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- (1) 被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成。
- (2) 被災農業法人等が、施設等の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成。

7 干潟におけるアサリの生育環境の回復

白川上流域の土砂崩れのため干潟（白川河口部）に堆積した浮泥を排除しアサリの生育環境を回復するため、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場からの浮泥排除等の漁場の保全活動を支援。

平成28年（2016年）熊本地震の 農林水産業関係被害の状況

※農林水産省調べ
5月11日（水）12:00現在

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (現在7県から報告有り)
農作物 等	農作物の損傷	195ha	1.1	熊本県、大分県
	家畜の斃死等	541,330頭 羽他	9.8	熊本県、大分県
	共同利用施設 の損壊等	185箇所	142.9	熊本県、大分県
	農業用ハウスの 損傷	113件	5.2	熊本県、大分県
	畜舎等の損壊	1,163件	127.6	熊本県、大分県
小計			286.6	
農地・ 農業用 施設関 係	農地の損壊	3,035箇所	88.2	福岡県、佐賀県、長 崎県、 熊本県、大分県、宮 崎県、 鹿児島県
	農業用施設等 の損壊	3,158箇所	401.7	福岡県、佐賀県、長 崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島 県
	（農業用 施設：た め池、水 路、道路 等）	3,127箇所	371.9	
	（農地海	28箇所	28.0	

	岸保全施設 (農村生活環境施設：集落排水施設)	3箇所	1.8	
小計			489.9	
林野関係	林地の荒廃	381箇所	256.5	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
	治山施設	22箇所	18.4	熊本県、大分県
	林道施設等	1,621箇所	8.5	佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
	木材加工施設・流通施設及び特用林産物施設等	19箇所	5.6	福岡県、熊本県
小計			289.1	
水産関係	養殖施設	17件	調査中	熊本県
	水産物	11件	0.3	熊本県、大分県
	漁港施設等	16漁港	19.4	長崎県、熊本県、大分県
	共同利用施設	11件	0.4	長崎県、熊本県
小計			20.1	
合計			1,085.6	

注：被害については、現時点で県から報告があったもの（推計を含む。）を記載しており、引き続き調査中。

2 農業

(1) 園芸作物等

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。
引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ 18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生
(熊本県17件、長崎県1件)

② 農業用ハウス

- ・ ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・ メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・ いちご、レタス等の一部枯死被害が発生
- ・ 一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり

(2) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生しており、引き続き調査を実施。

① 生乳

- ・ 発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・ 乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開中

② 酪農・肉用牛農家

- ・ 畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(3) 土地利用型作物

大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり、引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ カントリーエレベーター等で地盤沈下、配管や搬送設備の破損等の被害が発生

② 加工施設

- ・ 製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③ 作物

- ・ ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生
- ・ 水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見

(4) 土地改良施設

熊本県内において水田1,574箇所^の損壊について、引き続き調査を実施。水田の作付けに向けて査定前着工による復旧を実施。また、県管理の農地海岸の復旧工事については、直轄代行で実施する方向で検討。

① 国営造成ダム（実施中）

- ・ 点検対象4ダムのうち、3ダムについては異常なし
- ・ 大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認

※現在、大蘇ダムは貯水していないため、下流への危険度は低い。

② 国営造成ダム（完了地区）

- ・ 点検対象24箇所は異常なし

③ 熊本県内のため池

- ・ 122箇所のうち、108箇所は異常なし、13箇所はクラック等の変状あり、1箇所は道路が通行不能であり、調査が遅れている地区
- ・ 変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施
- ・ 農研機構の専門家（農業土木）6名が、大切畑ため池、下小森ため池第2、鬼ため池ほか4箇所のため池調査を実施

④ 農地・農業用施設

- ・ 約2,000haが断水していた菊池台地地区では、土地改良区等による迅速な応急工事を実施し、5月中旬には全面的に通水が可能となる見込み
- ・ 国営造成施設の筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインからの漏水を確認したが、現在は漏水が止まっているため、目視による点検を行い、引き続き経過を観察中
- ・ 県管理の農地海岸については、12海岸で堤体の沈下、クラックを確認。復旧工事については、県から要請がなされた場合には、直轄代行で実施する方向で検討
- ・ 益城町、大津町、玉名市の3市町で農業集落排水施設の被害を確認。大津町、玉名市については対応済みであり、益城町については管路が一部破損したが、4月30日に仮復旧済。査定前着工（応急本工事）に向けた作業中

3 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。引き続き調査を実施。

(1) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・ 山腹崩壊等の林地被害が、381箇所^で発生
（熊本県353箇所、福岡県1箇所、佐賀県1箇所、長崎県5箇所、大分県19箇所、宮崎県2箇所）

② 治山施設

- ・ 22箇所 の 治山施設 で、施設 の 一部 損壊 等 の 被害 が 発生 (熊本県 17箇所、大分県 5箇所)

(2) 林道施設等

- ・ 134路線 の 林道施設 で、路面 の 亀裂・沈下 等 の 被害 が 発生 (熊本県 108路線、佐賀県 1路線、大分県 8路線、宮崎県 17路線)

(3) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設等

- ・ 19箇所 の 木材加工施設等 で、施設 の 一部 損壊 等 の 被害 が 発生 (熊本県 16箇所、福岡県 3箇所)

4 水産関係

一部 の 施設 に 被害 が 発生 し た が、水産物 の 水揚げ が 開始 さ れ、熊本市 内向け 以外 は おおむね 順調 に 流通。

- ・ 熊本県 の 14漁港、長崎県 の 1漁港、大分県 の 1漁港 に おい て、防波堤 等 に 被害
- ・ 共同利用施設 (荷さばき所等) の 一部 破損
- ・ 飼育水槽 の 排水管 破損 に よる アユ 等 の 斃死
- ・ 民間事業者 の 錦鯉 等 養殖池 が 破損
- ・ アサリ 漁場 (白川河口部) へ の 堆積土砂 の 流入

5 卸売市場

一部 の 地方卸売市場 に おい て 施設 に 被害 が 発生。

- ・ 熊本市 田崎市場 青果棟 及び 水産物棟 に おい て 卸売場 等 の 一部 破損
- ・ 他 の 市場 に おい て も、事務所 被害 等 が 発生

6 職員の現地派遣

農林水産省 職員 を 現地 に 派遣 し、食料供給・物流 の 円滑化 や 被害状況 の 把握 等 農林漁業 の 早期復旧 に 向け た 取組 を 実施。

- ・ 九州農政局 (764人)・九州森林管理局 (182人) が 熊本県 に 所在 し て おり、職員 が 総力 を 挙げて 震災 対応 を 実施 (4月 22日 から 5月 9日 まで、国出先機関 支援 チーム に 九州農政局 から 延べ 447人、九州森林管理局 から 延べ 72人 派遣。)
- ・ 物資調達・配送 支援 担当 の 責任者 と し て、食料産業局長 を 九州農政局 に 派遣 し、現場 ニーズ の 把握 や 確実 な 提供 の 実現 に 向け た 取組 を 実施。熊本県庁 出向 経験者 等 を 派遣 し、食料産業局長 を サポート
- ・ 現地 の 司令塔 と し て 農林水産技術会議事務局 研究総務官 を 九州農政局 に 派遣 し、生産現場 の 営農再開 を 支援

- ・生産局畜産部室長他1名を九州農政局に派遣し、被害調査・復旧支援を実施
- ・農業土木技術職員1名（北陸農政局1名）を九州農政局に派遣し、早期復旧支援を実施
- ・水産庁担当官2～3名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
- ・森林土木技術職員2名（林野庁2名）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
- ・九州森林管理局職員2名を熊本県へ派遣し、現地調査に協力
- ・政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握
- ・全国の地方農政局、土地改良事業団体連合会から、熊本県の意向にそって20名程度の農業土木技術者を追加派遣予定
- ・市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査に協力するため、全国の地方農政局等から延べ16名の職員を交代で派遣

7. 食料供給

4月17日(日)から19日(火)までの3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4月20日(水)から22日(金)までの3日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

4月23日(土)から25日(月)の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

・4月17日(日)～25日(月) (計204万食等)

パン 54万食、おにぎり 23万食、パックご飯 19万食

カップ麺 52万食、レトルト食品 14万食、ベビーフード 1万食

介護食品 1万食、缶詰 20万食、栄養補助食品 12万食

ビスケット 9万食

ほか米 116t、水 24万本、清涼飲料水 2万本

粉ミルク(アレルギー対応含む) 2t等

4月26日(火)以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるように、必要な食品を一定量まとめて提供。

・4月26日(火)～5月6日(金) (計59万食等)

パン 3万食、パックご飯 11万食、カップ麺 8万食

レトルト食品 19万食、缶詰 16万食、栄養補助食品 2万食

ほか米 10t、清涼飲料水 19万本、LL牛乳 5万本
バナナ 16万本等

※ 5月9日(月)以降は、現地での対応が困難なものについて、具体的な要望に応じて個別に提供。

8 対応状況

被災者の皆様が円滑に農林漁業経営を再開できるよう様々な措置により支援。

- ・農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催（計6回）
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査（5月2日）
- ・森山農林水産大臣が、再度、熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査（5月6日）
- ・平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定
- ・平成28年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置
- ・農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について、九州各県の農業・漁業共済団体等に対し通知を发出
- ・農業共済の共済掛金の払込期限の延長（6月30日まで）等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を发出
- ・共済金（JA共済・JF共済）の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連・共水連等に対し通知を发出
- ・既貸付金の償還猶予等を適切に講じるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を发出
- ・被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限・据置期間の長期設定を適切に講じるよう日本政策金融公庫等に対し通知を发出
- ・アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を发出
- ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協等に対し通知を发出
- ・農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置

- ・環境保全型農業直接支払交付金について、申請期限の延長（6月末日→8月末日）等をする事とし、九州農政局長に対し通知を发出
- ・平成28年産経営所得安定対策等に関係する交付申請書、ナラシ対策の積立申出、水田フル活用ビジョン、米の需給調整関係の計画書等の申請期日等を、通常の期日から2ヶ月後に延長する事とし、熊本県知事、熊本県農業再生協議会会長等に対し、通知を发出
- ・平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長（5月2日→6月30日）をするため告示改正する事とし、九州農政局長等に対し通知を发出
- ・多面的機能支払交付金について、事業実績及び実施状況報告書の提出期限を延長（6月末日→7月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を发出
- ・中山間地域等直接支払交付金について、事業実績の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を发出
- ・災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部長等に対し通知を发出
- ・水稻から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足する場合は食用からの転用種子の確保を講じるよう、熊本県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を发出
- ・水田営農の再開に向けて、①営農対策会議の開催、②被害状況の把握、③作付転換の意向確認等を行うため、九州農政局、熊本県、JA熊本中央会による水田営農再開連絡会議を設置
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱について通知を发出
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を发出
- ・地震災害の査定前着工の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度の活用について」を県、関係市町村等に配布
- ・農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局生産部長等に対し通知を发出

等